

Q 男性の3号申請忘れによる「無年金」の救済法はありますか？

東京都足立区に住むA夫さん（62歳）は昭和45年4月に日本電信電話共済組合に加入し、昭和56年に退社（136ヶ月加入）。その後厚生年金の2社に再就職（46ヶ月）しましたが、その会社も退職し、国民健康保険に加入。国民年金の「扶養（3号）」の手続きを奥様の会社を通して申請を2年以内にしないで年金加入期間が182ヶ月で現時点「無年金」になり相談にきました。

配偶者の奥さんB子さん（61歳）は昭和46年4月に上記の日本電信電話共済組合に加入し、平成9年4月に「日本電子電話厚生年金」にかわりましたが入社以来60歳迄504ヶ月の年金加入歴で現在「報酬比例部分」を受給しています。なお昭和55年に入籍しており、現在は直近の2年の3号申請は「3号特例法」で、申請できる事になりましたが、奥さんの日本電信電話共済会に「扶養」の届けがなく、A夫さんの年間130万円以下の証明は、足立区では過去7年の課税証明の発行ができ、無事8月15日から「報酬比例部分」が受給できるようになり、65歳からの「基礎年金」満額、および振替加算も受給できるようになりました。教訓として、男性が退社した場合、3号申請忘れのケースがあります。（東京都本部 芝宮忠美）